

○神奈川歯科大学受託研究取扱規程

平成16年12月15日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川歯科大学（以下「本学」という。）における受託研究（外部から委託を受けて業務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、神奈川歯科大学附属病院が行う臨床試験については別に定める。

(受入れ基準)

第2条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障が生ずるおそれがないと認められる場合に限り受け入れるものとする。

(受入れの条件)

第3条 受託研究は、次の各号に掲げる条件を付して受け入れるものとする。

- (1) 委託者が一方的に受託研究を中止することはできないこと。
- (2) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しないこと。
- (3) 受託研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付すること。
- (4) 既納の経費は、原則として委託者に返還しないこと。
- (5) やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても本学はその責めを負わず、受託研究に要する経費は、原則として委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認められる場合には不用となった経費の額の範囲内において、その経費の全部又は一部を返還することがある。

2 委託者が国又は地方公共団体である場合には、前項第3号及び第4号の規定は、契約担当者との協議の上適用しないことができる。

(委託者が負担する経費)

第4条 受託研究を受け入れるに当たって委託者が負担する額は、謝金、旅費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては直接経費のみを負担させるものとする。

- (1) 委託者が国（国以外の団体等で、国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。）である場合
 - (2) 委託者が前号以外の場合で、次のいずれかに該当すると学長が認める場合
 - ア 委託者が地方公共団体で、当該研究に対する社会的要請が強く、その結果が公益の増進に著しく寄与すると期待されるもの
 - イ 当該研究の委託者との共同研究の一環をなすもの等、教育研究上極めて有意義であると認められるもの
- 3 間接経費は、総額の10パーセントに相当する額とし、これと異なる額とする必要がある場合には、学長は、あらかじめ委託者と協議の上定めるものとする。

（受託研究の申込み）

第5条 受託研究の申込みをしようとする者は、様式1の受託研究申込書を学長に提出しなければならない。

（受入れの決定）

第6条 学長は、受託研究の受入れに当たって、次の事項を研究担当者の同意を得た上で、決定するものとする。

- (1) 研究担当者
- (2) 研究目的及び内容
- (3) 研究期間
- (4) 研究に要する経費
- (5) その他学長が必要と認めた事項

2 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、様式2により申込者に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 契約担当（者）は、前条第2項の通知を受けたときは、様式3により受託研究の契約を締結するものとする。

2 契約担当者が、契約を締結したときは、学長にその旨報告するものとする。

3 学長は、契約担当者から前項の報告を受けたときは、速やかに研究担当者にその旨通知するものとする。

（中止又は期間の延長）

第8条 研究担当者は、当該研究等の中止又は期間延長の事由が生じたときは、直ちに様式4により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告により研究等の遂行上、やむを得ないと認めるときは、様式5により直ちに委託者に通知しなければならない。

3 前項の通知後、甲乙協議の上乙は様式6により承認の可否について通知しなければならない。

(知的財産に係る権利の帰属及び実施の許諾等)

第9条 本受託研究を実施することにより創出された知的財産は、原則として本学と委託者の共有とし、持分については別途契約の際に協議し定めるものとする。

2 受託研究により職員等が創出した知的財産の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、神奈川歯科大学知的財産規程及び神奈川歯科大学知的財産規程取扱細則その他の規程を適用するものとする。

3 学長は、受託研究の結果生じた知的財産に係る本学の権利について、当該委託者又は当該受託者の指定するものに対し、優先的に実施させ、又は譲渡することができる。

4 本学は、委託者が、共有に係る知的財産を本受託研究完了の翌日から起算して3年以内において正当な理由なく実施しないときは、委託者及び委託者の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し、共有に係る知的財産の実施を許諾することができるものとする。

5 本学に帰属する知的財産に係る権利の実施又は譲渡については、合理的な実施料又は譲渡の対価を収納するものとする。

(秘密の保持)

第10条 委託者、受託者等受託研究に係る全ての者は、受託研究についての一切の事項に関し、正当な理由なく他の者に事実を遺漏してはならない。

(研究完了の報告等)

第11条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、様式7により学長に報告するものとする。

2 学長は、受託研究の成果を委託者に報告するときは、研究担当者に行わせるものとする。

3 研究担当者が受託研究の成果を公表するときは、学長の承認を得なければならない。

(事務)

第12条 受託研究の受入れに関する事務は大学院教育研究部が、会計に関する事務は総務部財務課が処理する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成16年12月15日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から一部変更施行する。

この規程は、平成25年8月7日から一部変更して実施する。

この規程は、平成27年4月1日から一部変更して実施する。

様式：略